

新潟市西蒲消防署
飲料自動販売機設置業者募集要領

1 目的

この要領は、新潟市西蒲消防署において、職員が利用する飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置予定業者を公募型見積合わせにより選定するため、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

2 貸付物件

別添・仕様書のとおり

3 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第2項第4号、新潟市公有財産規則等に基づき、賃貸借契約（以下「貸付」という。）により設置するものです。

4 貸付（設置）場所

施設名	所在地	設置場所	台数	面積
新潟市西蒲消防署	新潟市西蒲区前田414番地1	2階 洗面所脇	1台	1.5㎡

5 貸付期間

貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間・更新なし）まで
※庁舎修繕等により、上記期間が短くなる場合もあります。その場合、設置業者は市の指示に応じることとする。

6 応募資格

入札参加資格者名簿（業務委託）に登録があること。

7 応募方法

(1) 提出書類

貸付料（貸付単価）見積書を封筒に入れ、個人の場合は住所と氏名、法人の場合は所在地と名称を記載し、見積書提出場所に直接ご提出ください。

(2) 見積書提出期限

令和8年3月24日（火曜）

(3) 受付期間

公募の日から見積書提出期限の午前8時30分から午後5時まで（土日・祝日を除く）

(4) 見積書提出場所

新潟市中央区鐘木257番地1

新潟市消防局(3階) 総務課施設係(電話番号:025-288-3221)

(5) 見積書提出にあたっての留意事項

ア 見積金額は、貸付単価(売上額100円に対する貸付料)を記載してください。

貸付単価に1円未満の端数があるときは、小数点以下第2位まで記入してください。

イ 文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。

ウ 見積書の返却は行いません。

エ 設置を予定している自動販売機のカタログ(寸法、電量消費量、その他機能が確認できるもの)を提出してください。

(6) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者の決定及び貸付事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、応募資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

8 見積合わせの注意事項

(1) 業務履行に疑義がある場合、費用、履行体制について調査することがあります。

(2) 見積書提出後に辞退する場合は、書面で届出するものとします。

(3) 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

9 設置予定業者の選定

(1) 見積合わせ日時

令和8年3月25日(水曜)午前10時00分

なお、応募者の立会いを求めないものとします。

(2) 見積合わせを行い、最高金額をもって有効な見積を行った応募者を設置予定業者として選定します。設置予定業者は、公有財産貸付申請を行い、新潟市と賃貸契約を締結し、正式な設置業者となります。

(3) 設置予定業者を選定したときは、直ちにその旨を設置予定業者に通知するとともに速やかに公表します。

(4) 落札となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、指定した日に、当該見積者にくじを引かせて設置予定業者を選定します。

10 設置予定業者の選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての選定を取消します。

(1) 指定する期日までに貸付申請の手続きを行わなかったとき

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき

(3) 設置予定業者が応募者の資格を失ったとき

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により設置業者としてふさわしくないと本市が判断

したとき

1.1 設置業者が設置を辞退した場合

設置業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置業者の次に高い評価を得た者を設置予定業者とし、新たな設置業者を決めることができるものとします。また、貸付料は、次に高い評価を得た者が公募手続きで提示した額とします。